健康・医療・介護情報利活用検討会 介護情報利活用ワーキンググループ 中間とりまとめ (案)

令和6年3月14日

目次

| はじめに | 2 |
|---|------|
| 1. 介護事業所、利用者、市町村及び医療機関で共有する情報の内容及び情報共有に | こよって |
| 期待される効果について並びに情報共有にあたり留意すべき事項について | 3 |
| (1)基本的な考え方 | 3 |
| (2) 各介護情報について | 4 |
| (3)医療・介護間で共有する情報について | 6 |
| 2. 同意、個人情報保護の観点から必要な対応について | 6 |
| (1) 同意の取得の機会等について | 6 |
| (2) 同意の取得が困難な場合について | 6 |
| 3. 情報セキュリティの担保の観点から必要な対応について | 6 |
| (1)基本的な考え方 | 6 |
| (2)対応方針 | 7 |
| 4. 情報共有に係る技術的課題について | 7 |
| (1) PMHの活用について | 7 |
| (2)介護情報基盤に保存されるデータの保存期間について | 7 |
| 5. 今後の二次利用を見据えた情報共有のあり方について | 7 |
| 6. 今後の検討課題等について | 8 |
| 健康・医療・介護利活用検討会 介護情報利活用ワーキンググループ 構成員 | 9 |
| 企業情報利活用ワーキンググループにおける議論の経緯 | 10 |

はじめに

我が国においては、世界的にも類をみない早さで高齢化が進行しており、2021年現在で 28.9%となっている高齢化率は、2050年には 37.7%に達する見込みである。併せて、総人口についても、長期にわたる人口減少過程に入っているところである。

世界に先駆けて超高齢社会に直面する中、国民の健康寿命の延伸を図るとともに、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、将来世代が安心して暮らしていけるようにしていくことが、今後の我が国の継続的な発展のために不可欠である。

こうした中で、保健・医療・介護の情報について、その利活用を積極的に推進していくことが、個人の健康増進に寄与するとともに、医療現場等における業務効率化の促進、より効率的・効果的な医療等各種サービスの提供を行っていく上で、非常に重要となっている。

介護情報の利活用に関しては、「データヘルス改革に関する工程表」(令和3年6月4日)において、利用者自身が介護情報を閲覧できる仕組みを整備する(2024年度以降に順次閲覧開始)とともに、介護事業所間等において介護情報を共有することを可能にするためのシステム開発を行う(2024年度~)こととされている。

これに関係する取組としては、これまで、科学的介護情報システム(LIFE)を開発・運用し、利用者ごとの介護情報の収集に取り組むとともに、老人保健健康増進等事業「自身の介護情報を個人・介護事業所等で閲覧できる仕組みについての調査研究事業」を実施し、介護事業所や介護記録システムの主要ベンダへのヒアリング等を行ってきた。

本ワーキンググループは、こうした取組を踏まえ、「データヘルス改革に関する工程表」や「医療 DX の推進に関する工程表」に記載された事項の検討を更に進める上で、関係団体や学識経験者を含めた幅広い関係者による議論を深める観点から、「健康・医療・介護情報利活用検討会」の下に設置されたものであり、令和4年9月22日の第1回からこれまで8回にわたり議論を重ねてきた。

令和5年6月には「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)が策定され、「介護情報については、2023年度中に共有すべき情報の検討や、業務の要件定義、システム方式の検討や自治体における業務フローの見直しを行い、2024年度からシステム開発を行った上で希望する自治体において先行実施し、2026年度から、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国実施をしていく。」とされており、本ワーキンググループにおいて進めてきた議論を踏まえ、全国医療情報プラットフォームにおいて介護情報等の利活用を行う情報基盤として介護情報基盤を構築し、またその運用に向けて

取組を継続する必要がある。

本中間とりまとめは、以上の状況を踏まえ、厚生労働省に対する本ワーキンググループの提言として、これまでの本ワーキンググループにおける議論をとりまとめたものである。

- 1.介護事業所、利用者、市町村及び医療機関で共有する情報の内容及び情報共有によって期待される効果について並びに情報共有にあたり留意すべき事項について
- (1)基本的な考え方
 - ①情報の内容について
 - ア 当面、要介護認定情報、請求・給付情報、LIFE 情報、ケアプランについて介護情報基盤で共有することを目指すこととする。
 - イ 共有する情報の内容は、これまでの業務からの円滑な移行の観点から、原則として、各情報に係る様式単位で行うこととする。ただし、 特に考慮が必要なものについては項目ごとに検討するべきである。
 - ウ 要介護認定情報、請求・給付情報、LIFE 情報、ケアプランのほか、 その他の介護情報及び医療情報の共有については、情報の標準化等の 進展も踏まえながら、引き続き検討するべきである。

②共有する関係者について

- ア 介護情報基盤により情報を共有する者は、利用者、保険者(市区町村)、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所(介護事業所に所属し、利用者のケアプランを作成する介護支援専門員を含む。以下同じ。)及び医療機関を基本とする。
- イ 現在作成も保有もしていない関係者については、調査研究事業の結果等を踏まえ、情報共有の有用性が示唆された者に対して、新たに当該情報を共有することとする。
- ウ 現在紙ベースの介護情報を作成ないし保有している関係者は、介護 情報基盤を利用した場合でも引き続きそれらの介護情報を利用できる よう、共有の範囲に含めることとする。
- エ 都道府県への共有のあり方については、災害等の緊急時において必要な情報が取得できるようにする観点も含め、活用の方法について引き続き調査し、今後共有を検討するべきである。
- オ 具体的な介護事業所/医療機関については、マイナンバーカードを 用いる等の方法で利用者が共有に同意した事業所等に共有することと する。

- カ 保険者については当該自治体における介護保険の被保険者の情報 が共有されることを原則とし、例外として、災害による避難等により 他の市区町村の被保険者の情報が必要な場合には、避難先等の保険者 にも共有されることとする。
- キ 事業所に属する者のうち、共有される範囲については、サービス提供における必要性等の観点から、各事業所において判断することとする。その際、各事業所における共有の範囲に関する判断の参考となる手引き等につき検討するべきである。

③利用者等への共有について

- ア 利用者については、有用性が明確でない場合についても、本来記載 すべき情報の内容への影響がなければ、原則共有することとする。
- イ 利用者への情報共有に期待される効果を考慮した上で、共有する情報の見せ方について検討するべきである。
- ウ 各情報を利用者や関係者に共有することにより、本来記載すべき情報の内容への影響の有無を検討し、影響がある場合については共有しないこととする。
- エ 利用者の家族については、本人の不同意が確認されない限りは(※)、 利用者自身と同様の取り扱いとする。
 - ※ 本項の本人の不同意の確認は、オプトアウト方式とする。

④介護情報等の利活用に期待される効果について

- 介護情報の利活用の推進にあたっては、介護情報の利活用に期待される以下の効果が確実に得られるよう検討を進めるべきである。
 - ア 介護保険被保険者証関連情報の電子化を通じた利便性向上
 - イ 要介護認定事務の電子化を通じた自治体、介護事業所、医療機関等 の業務負担軽減と認定にかかる日数の短縮
 - ウ 介護事業所間の情報共有による適切なケアの提供
 - エ 医療介護連係情報の医療—介護間での電子的共有を通じた医療介 護連携の促進
 - オ 主治医意見書等の電子化を通じた二次利用可能性の向上
 - カ 蓄積された情報の分析等を通じた介護の質の向上等

(2) 各介護情報について

①要介護認定情報

ア 認定調査票は、現在作成している関係者(市区町村)及び利用者のケ

アプランを作成する居宅介護支援事業者を介護情報基盤による情報共有の対象とする。

イ 主治医意見書は、現在作成又は保有している関係者(市区町村及び医療機関)及び利用者のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を介護 情報基盤による情報共有の対象とする。

なお、ア及びイについては、介護サービス事業所に所属し、ケアプランを作成している介護支援専門員に対しても情報共有することが望ましいが、事業所内での情報の閲覧方法の検討と併せて検討するべきである。

- ウ 介護保険被保険者証(負担割合証等、被保険者に発行される証情報を含む)は、現在作成又は保有している関係者(利用者、市区町村、介護サービス事業所及び居宅介護支援事業所)及び利用者が情報共有することに同意した医療機関を介護情報基盤による情報共有の対象とする。なお、負担割合証及び負担限度額認定証の共有には特に配慮が必要であることから、介護サービスを提供していない医療機関への情報共有はしないこととする。
- エ 要介護認定申請書は、現在作成又は保有している関係者(利用者及び 市区町村)を介護情報基盤による情報共有の対象とする。

②請求·給付情報

請求・給付情報は、現在作成または保有している関係者(利用者、市区町村、介護サービス事業所及び居宅介護支援事業所)を介護情報基盤による情報共有の対象とする。

③LIFE 情報

LIFE 情報は、現在作成している関係者(介護サービス事業所)、利用者、 市区町村、利用者が情報共有することに同意した介護サービス事業所、居 宅介護支援事業所、医療機関を介護情報基盤による情報共有の対象とする。

4ケアプラン情報

ケアプラン情報は、現在作成または保有している関係者(利用者、介護 サービス事業所及び居宅介護支援事業所)並びに市区町村及び利用者が情 報共有することに同意した医療機関を介護情報基盤による情報共有の対 象とする。

(3) 医療・介護間で共有する情報について

医療機関、介護事業所及び市町村等のニーズの観点や、情報連携に必要な技術的な課題について整理を行いつつ、医療情報・介護情報の共有のあり方に関する検討の進捗も踏まえながら、引き続き検討するべきである。

2. 同意、個人情報保護の観点から必要な対応について¹

(1) 同意の取得の機会等について

利用者自身の介護情報を共有することへの利用者の同意については、

- 各介護事業所が利用者の資格確認を行う契約時に行う
- ・全ての情報について一括して同意を取得する
- ・原則として、当該介護事業所等を利用している期間は有効なものとする こととする。

同意の撤回、各情報のオプトアウト等についても、他分野の状況も踏まえて検討するべきである。

同意に係る利用者への説明は、各介護事業所等において実施することとする。

説明にあたっては、通常業務で用いることのほか、介護情報の電子的な共 有のメリットについても伝えることとする。

(2) 同意の取得が困難な場合について

本人からの同意の取得が困難な場合については、他分野での対応を踏まえつつ、同意の法的な位置づけ等について論点を整理した上で、引き続き検討するべきである。

法定代理人が同意をする場合を想定し、本人以外が情報共有の同意をする場合についても、なりすまし対策等の観点から、マイナンバーカードを用いる等の方法も含め、対応することとする。

3. 情報セキュリティの担保の観点から必要な対応について

(1)基本的な考え方

介護情報も医療情報と同様に、介護サービス利用者の要配慮個人情報を含む情報であることから、介護事業所におけるシステムの運用の実態等を考慮

¹ 本項における「同意」は、「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」の規定に基づく同意をいう。

しつつ、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を踏まえて取り扱うこととする。

(2) 対応方針

介護情報基盤を活用する介護事業所において、情報セキュリティの担保ができるような手引きの作成等を検討するべきである。

介護事業所における導入負担を考慮し、介護事業所と介護情報基盤間の情報連携は、専用回線を設置するのではなく、インターネット回線を用いて行う方式についても検討するべきである。

インターネット回線を用いる場合、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を考慮し、クラウド技術に適用できるようなネットワークの方式について、医療情報の共有に係るネットワークの検討を踏まえながら今後検討するべきである。

4. 情報共有に係る技術的事項について

(1) PMHの活用について

自治体・医療機関間で医療費助成・母子保健・予防接種の情報を連携するシステムである Public Medical Hub (PMH)が、デジタル庁で検討されている。

介護情報基盤の構築にあたっては、PMH を活用し、自治体、医療機関と連携することとする。

(2) 介護情報基盤に保存されるデータの保存期間について

医療情報の共有における検討も踏まえ、介護情報基盤に保存される介護情報の保存期間は当面5年間を目安とし、利活用の状況に応じて適切な保存期間を検討するべきである。

医師が主治医意見書を保険者に提出する場合等、介護情報基盤で文書の 送付を行う場合については、正式なものを5年間保存することとする。

5. 今後の二次利用を見据えた情報共有のあり方について

介護情報基盤を通じ、新たに収集されるケアプラン情報、主治医意見書、医療機関・介護事業所間で連携する介護情報については、その他の二次利用される情報と同様に、データの処理や管理の方法について、「医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ」において整合性を確保することとする。

6. 今後の検討課題等について

以上の内容を踏まえつつ、厚生労働省は、介護情報の利活用に向けて、引き 続き介護情報基盤のシステム開発等に取り組んでいただきたい。

また、今後の検討課題とした以下の事項は、厚生労働省において必要な検討を行った上で、適切に対応することを求めたい。

- ・介護情報基盤により共有される情報に関し、利用者をはじめとする各主体 がよりメリットを感じられる情報の活用の方法について、幅広い関係者に 理解を得られるようにするべきである。
- ・本人からの同意の取得が困難な場合における対応について、他分野での対応を踏まえつつ、同意の法的な位置づけ等について論点を整理するべきである。
- ・医療・介護間で連携する情報の内容について、医療機関、介護事業所及び 市町村等のニーズの観点や、情報連携に必要な技術的な課題について整理 を行うべきである。
- ・介護情報基盤で用いるネットワークの方式について、介護事業所における 導入負担を考慮し、またクラウド技術に適用できるようなネットワークの 方式について、医療情報の共有に係るネットワークの検討を踏まえて検討 するべきである。
- ・介護事業所において情報セキュリティを担保する方策について、介護情報 基盤を活用する介護事業所において、情報セキュリティの担保ができるよ うな手引きの作成等を検討するべきである。

健康・医療・介護利活用検討会 介護情報利活用ワーキンググループ 構成員

(五十音順:敬称略)

あかばね まなぶ 赤 羽 学 国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部 部長

あらい ひでのり 荒井 秀典 国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 理事長

まきない しげき 長内 繁樹 全国市長会 豊中市長

ゕ゚しもと えいこ 柏本 英子 公益社団法人 日本介護福祉士会 副会長

加藤 馨 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 老施協総研運営委員会 委員長

久留 善武 一般社団法人 シルバーサービス振興会 事務局長

こいで あきお 小出 顕生 公益社団法人 国民健康保険中央会 審議役

しまだ ひろゆき 国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 島田 裕之 老年学・社会科学研究センター センター長

たかはし はじめ 高橋 肇 公益社団法人 全国老人保健施設協会 常務理事

たみや な な こ 田宮 菜奈子 筑波大学 医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野 教授

西村 一弘 公益社団法人 日本栄養士会 常任理事

のじり しんいち 野尻 晋一 一般社団法人 全国デイ・ケア協会 理事

のむら けいずけ 野村 圭介 公益社団法人 日本歯科医師会 常務理事

のもと もりやす 能本 守康 一般社団法人 日本介護支援専門員協会 常任理事

服部 誠太郎 全国知事会 福岡県知事

まさたて ひとし 正立 斉 公益財団法人 全国老人クラブ連合会 理事・事務局長

まっだ しん や 松田 晋哉 産業医科大学 医学部 公衆衛生学 教授

やまもと のりこ 山本 則子 公益社団法人 日本看護協会 副会長

世末もと りゅういち 山本 隆 一 一般財団法人 医療情報システム開発センター 理事長

【オブザーバー】

健康保険組合連合会

社会保険診療報酬支払基金

一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会

全国健康保険協会

介護情報利活用ワーキンググループにおける議論の経緯

| | 開催日程 | 主な議題 |
|-----|------------|--|
| 第1回 | 令和4年 9月12日 | ・介護情報の利活用について ・検討事項及び今後の進め方について |
| 第2回 | 11月 7日 | ・利用者自身や介護事業者等が閲覧・共有する ことが適切かつ必要な情報の選定、記録方法 の標準化などについて |
| 第3回 | 1月25日 | ・共有すべき介護情報にかかる検討について |
| 第4回 | 令和5年 2月27日 | ・共有すべき介護情報にかかる検討について ・介護情報の共有に係る同意取得及び個人情報 保護について |
| 第5回 | 4月 5日 | ・医療・介護間で共有する介護情報について ・安全管理措置について |
| 第6回 | 6月 2日 | ・科学的介護等の推進(二次利用)に係る取組について |
| 第7回 | 6月26日 | ・医療・介護間で共有する情報の範囲について |
| 第8回 | 令和6年 2月 5日 | ・介護情報の利活用に向けて引き続き議論することとした事項について・とりまとめに向けた進め方について |
| 第9回 | 3月14日 | ・中間とりまとめ(案)について |